

令和4年1月20日

利用者の皆様

「まん延防止等重点措置」に伴う生涯学習プラザの対応について

(公財) 川崎市生涯学習財団

令和4年1月19日に、本市区域がまん延防止等重点措置の実施区域とされたことに伴い、神奈川県から「特措法に基づくまん延防止等重点措置に関わる神奈川県実施方針」が示されました。こうした状況下において、川崎市からも再び新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、1月20日付けで「まん延防止等重点措置に伴う本市運営方針について」及び「本市におけるイベント開催制限、施設の使用のあり方について」が、川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長名で発出されました。当財団も市の方針を基本として、この間、以下のとおり対応いたします。

利用者様及び職員の感染リスクを軽減しながら事業を継続してまいりたく、利用者様をはじめ関係各位にはご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 対応期間(当面) **令和4年1月21日(金)から2月13日(日) ※解除まで**
- 2 既予約のキャンセルについて
 - ・「まん延防止等重点措置」適用期間中、新型コロナウイルス感染症を理由とするキャンセルについてはキャンセル料を不要といたします。ただし、所定のキャンセル手続きをお願いいたします。
- 3 財団主催事業
 - ・感染拡大防止対策を講じ、引続き開催いたします。
- 4 その他
施設利用にあたっては、財団HP掲載の「施設利用にあたっての利用者様へのお願い」([令和4年1月20日掲載](#))にご協力いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。